

聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第十四号

聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年聖籠町規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第十九号中「職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が」に改め、同号に次のように加える。

ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第十一条第一項第二十一号中「災害時において」を「災害又は交通機関の事故等に際して」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。